

○会計検査院規則第六号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年七月七日

会計検査院長 河戸 光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二局厚生労働検査第二課の事務分掌事項欄中「職業能力開発局及び雇用均等・児童家庭局（雇用均等）に係る経理」を「雇用環境・均等局及び人材開発統括官」に改め、同局上席調査官（医療機関担当）の事務分掌事項欄中「生活衛生・食品安全部」を「生活衛生及び食品安全に係る経理」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年七月十一日から施行する。

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則について

1 厚生労働省において、働き方改革、少子化対策・子育て支援、生産性向上の推進・強化等の重要課題に対応するための組織再編が行われることとなった。

そして、この組織再編では、職業安定局の一部、職業能力開発局、雇用均等・児童家庭局、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部等を再編して、新たに雇用環境・均等局、子ども家庭局、人材開発統括官（局長級の官職であり、局に準じて会計機関も設置される。）等を新設することなどとされている。

今回の厚生労働省の組織再編は、新たな事務が厚生労働省の所掌に追加されるものではなく、内部部局の再編や名称変更が主な内容となっている。したがって、引き続き、事務分掌における他の検査対象も含めて各担当課が特定分野の関連する事務、事業等を一体的に検査する体制とするためには、現行の検査体制と同様に、

- ・ 雇用環境・均等局及び人材開発統括官の所掌事務については、これまで職業安定局、職業能力開発局及び雇用均等・児童家庭局（雇用均等等に係る経理）の検査を所掌していた厚生労働検査第二課が、
- ・ 医薬・生活衛生局のうち旧生活衛生・食品安全部の所掌事務を除く分については、これまで同局の検査を所掌していた上席調査官（医療機関担当）が、
- ・ 子ども家庭局及び医薬・生活衛生局のうち旧生活衛生・食品安全部の所掌事務については、これまで雇用均等・児童家庭局（雇用均等等に係る経理を除く分）及び旧生活衛生・食品安全部の検査を所掌していた厚生労働検査第一課が、

それぞれその検査に関する事務を分掌することが適当である。

このため、別表第二局厚生労働検査第二課及び同局上席調査官（医療機関担当）の事務分掌事項欄について、

所要の改正を行うものである。

2 この規則は、平成二十九年七月十一日から施行する。

改正後

改正前

別表（第八条、第九条関係）

別表（第八条、第九条関係）

局	課及び上席調査官	事務分掌事項
第二局	厚生労働 検査第一課	内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の検査に関する事務
	厚生労働 検査第二課	厚生労働省労働基準局、職業安定局、雇用環境・均等局及び人材開発統括官、中央労働委員会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構並びに外国人技能実習機構の検査に関する事務
	(略)	(略)
	上席調査官 (医療機関担当)	厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局及び医薬・生活衛生局（生活衛生及び食品安全に係る経理を除く。）、国立ハensen病療養所、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所、国立感染症研究所、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療

局	課及び上席調査官	事務分掌事項
第二局	厚生労働 検査第一課	内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の検査に関する事務
	厚生労働 検査第二課	厚生労働省労働基準局、職業安定局、職業能力開発局及び雇用均等・児童家庭局（雇用均等に係る経理）、中央労働委員会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構並びに外国人技能実習機構の検査に関する事務
	(略)	(略)
	上席調査官 (医療機関担当)	厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局及び医薬・生活衛生局（生活衛生・食品安全を除く。）、国立ハensen病療養所、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所、国立感染症研究所、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機

(略)	
(略)	<p>機器総合機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター並びに国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの検査に関する事務</p>

(略)	
(略)	<p>構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター並びに国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの検査に関する事務</p>